



# 山形県公報

平成28年10月7日(金)

号 外 (35)

---

## 目 次

---

### 条 例

- 山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例…………… (警 察 本 部) … 2
- 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (病院事業局) …同

---

### この号で公布された条例のあらまし

---

- ◇ 山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第52号) (警察本部)
  - 1 警察法施行令の一部改正に伴い、警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関することを加えることとした。
  - 2 この条例は、平成28年11月30日から施行することとした。
- ◇ 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第53号) (病院事業局)
  - 病院事業の診療科目としてリハビリテーション科を新設することとした。

---

## 条 例

---

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第52号

#### 山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

山形県警察本部の組織に関する条例（昭和29年6月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中第22号を第23号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

#### 附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。

---

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第53号

#### 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「放射線科」を「リハビリテーション科、放射線科」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。